

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

投票用紙等の請求手続について

特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙及び投票用封筒を選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

①特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

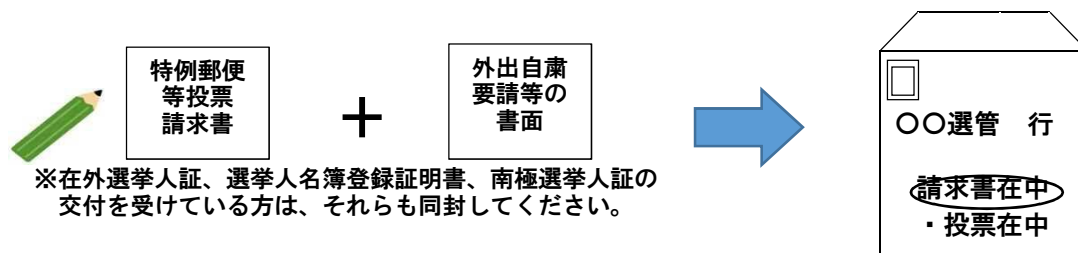
※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、各市区町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。各市区町村の選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



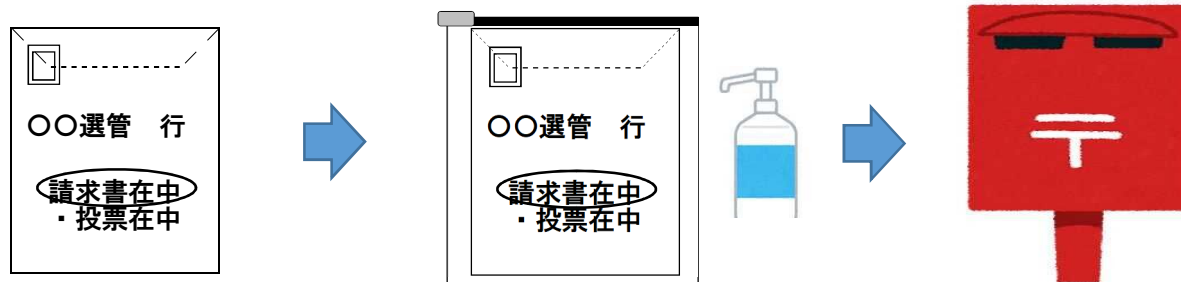
②請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



③請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。

投票の手続について

特例郵便等投票をするために投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた方は、以下の方法により投票用紙等を返送いただく必要があります。

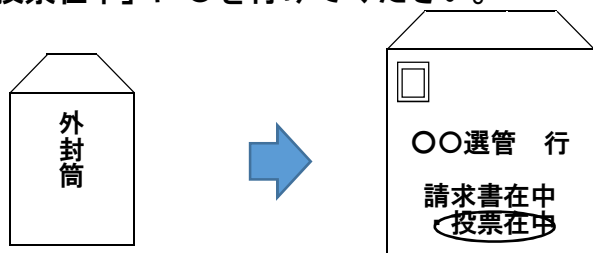
- ①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名（※）を記載してください。
※ 衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称。
一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



- ②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



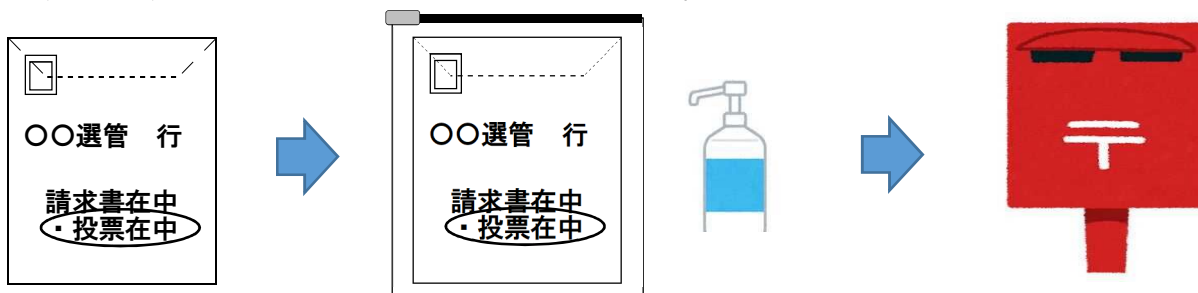
- ③外封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



- ④返信用封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



大分県選挙管理委員会からのお知らせ

宿泊療養施設における特例郵便等投票について (大分県知事選挙、大分県議会議員選挙)

新型コロナウイルス感染症のため宿泊療養施設に入所している方で、一定の要件に該当する方は「特例郵便等投票」をすることができます。

【 特例郵便等投票の対象 】

投票用紙の請求時において、宿泊療養期間が、選挙期日の告示日の翌日から選挙の当日にかかると見込まれる方は、特例郵便等投票をすることができます。

選挙名	対象となる宿泊療養期間	投票ができる期間
大分県知事	令和5年3月24日(金)～4月9日(日)	令和5年3月24日(金)～4月8日(土)
大分県議会議員	令和5年4月1日(土)～9日(日)	令和5年4月1日(土)～8日(土)

※選挙の当日、投票所を閉じる時刻までに投票が届かないときは受理されません。

【 投票する場所 】

宿泊療養施設内の自室内で投票用紙に記載します。

【 投票用紙の請求について 】

特例郵便等投票を希望される方は、下記の連絡先までご連絡ください。大分県選挙管理委員会が「投票用紙請求書等の様式」を送付いたします。

なお、投票用紙の請求は、投票ができる期間前でも可能ですので、お早めにご連絡をお願いします。(請求書のお渡しは、原則として、ご連絡いただいた日の翌日となります)

※**投票用紙の請求書**は、**選挙期日の4日前**までに住所地の市町村選挙管理委員会に**必着**しなければなりません。

※郵便等投票の一連の手続きには、5日間程度かかりますので、特例郵便等投票を希望する旨のご連絡や投票はお早めをお願いします。

【 連絡先 】

大分県選挙管理委員会事務局 ☎ 097-506-2412

開庁時間は原則として、平日の8時30分～17時15分です。

【 郵送費用 】

無 料(選挙管理委員会が負担します)

【 投票手続きの流れ 】

※「ウラ面」をご参照ください。



★★★ 投票手続きの流れ ★★★

手続き(1) 投票用紙請求書等の様式の請求

- ① **大分県選挙管理委員会**あてに携帯電話等で、**投票を行いたい旨の連絡**をしてください。(連絡先はオモテ面参照)
「氏名、住所、生年月日、入所施設名、部屋番号、連絡先」などについて、お電話にて聞き取りをさせていただきます。
- ② 連絡後、**宿泊療養施設職員(以下「施設職員」という。)**から入所者様あてに、投票用紙請求書(以下「請求書」という。)等をお届けします。

手続き(2) 投票用紙の請求

- ③ 請求書に必要事項を記載し、送付用封筒(市町村選挙管理委員会あて速達)に封入してください。この際、保健所から交付された「就業制限通知書」等をお持ちの方は、併せて同封してください。
※「就業制限通知書」等は、投票用紙等を郵送する際に返却します。
※「就業制限通知書」等をお持ちでない場合は、請求書にその旨を記載してください。
- ④ 送付用封筒を、さらに**ファスナー付きビニールケースに封入した後、外側全体を除菌シートで消毒**してください。
- ⑤ 請求用紙の発送準備が整いましたら、**大分県選挙管理委員会あてに必ずお電話にて、その旨ご連絡**ください。連絡を受けた後、施設職員が受領にお伺いし、投函を代行します。

《発送準備が完了した請求書の状態 イメージ図》 →



手続き(3) 投票用紙の記載及び郵送

- ⑥ 市町村選挙管理委員会から入所者様あてに投票用紙等が郵送されますので、施設職員から受領してください。
- ⑦ 投票用紙に候補者名等を記載し、内封筒に入れて封をしてください。
- ⑧ 内封筒を、外封筒に入れて封をした後、表面に投票を記載した年月日及び記載場所(入所している宿泊療養施設の名称)を記入し、氏名欄に署名してください。
- ⑨ 外封筒を送付用封筒に入れて封をし、さらに**送付用封筒をファスナー付きビニールケースに入れた後、外側を除菌シートで消毒**してください。
- ⑩ 投票用紙等の郵送準備が整いましたら、**大分県選挙管理委員会あてに必ずお電話にて、その旨ご連絡**ください。連絡を受けた後、施設職員が受領にお伺いし、投函を代行します。

【参考】「特例郵便等投票制度」の説明動画掲載 URL

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html



この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の防止に努めてください。

特例郵便等投票請求書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第3条第1項の

大分県知事選挙

規定により、令和5年4月9日執行の※

において、次の現在する場所で郵便等による

大分県議会議員選挙

投票を行いたいのので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和5年__月__日

市・町・村 選挙管理委員会委員長 殿

1 請求者	フリガナ		氏名は必ず 自分で記載 (自筆)して ください	生年 月日	年 月 日
	氏名 (署名)				
	住所	〒 —			
	連絡先 電話番号	()			
	メールアドレス				
2 現在する場所 (投票用紙等送付先)	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> 住所以外 (以下に記載) 〒 —				
3 提示 (同封) する文書	(1) 外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 (次の①～③のいずれかに☑) <input type="checkbox"/> ① 感染症法による外出自粛要請に係る書面 <input type="checkbox"/> ② 検疫法による外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 <input type="checkbox"/> ③ 上記の書面の提示 (同封) をすることができない旨申し出ます。 (次の(a)を記入した上で、(b)又は(c)のいずれかを記入) (a)理由 <input type="checkbox"/> 保健所から外出自粛要請又は検疫所から隔離・停留の措置を受けた が、書面を交付されていないため <input type="checkbox"/> 交付された書面を紛失したため <input type="checkbox"/> 医療機関を受診せず自ら検査キットで陽性を確認した者や医療機関を受診した陽性者として健康フォローアップセンター等に登録したため <input type="checkbox"/> その他 () (b)保健所又は検疫所の名称 () (c)登録した健康フォローアップセンター等の名称及び当該フォローアップセンター等の設置主体である自治体 () (2) その他の文書 (該当する場合のみ☑) <input type="checkbox"/> 選挙人名簿登録証明書 (選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合)				
4 引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請	<input type="checkbox"/> 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請します。				

記載上の注意事項・記載例は裏面 (又は次のページ) をご覧ください。

不在者投票処理簿

この欄は、必要に応じて選挙管理委員会が記入します。

整理番号	投票区	頁	番号	区分
				1・2
選挙区分	請求		交付	
	方法	月日	月日	投票 月日
大分県知事選挙	直・郵	.	.	.
大分県議会議員選挙				
備考				

【記載上の注意事項】

- 今回の選挙において請求しないものがある場合は、請求しないものを二重線で消してください。(※)
- 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合は所在地を明確に書いてください。
 - 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置（特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の隔離・停留の措置）に係る書面（次のいずれかの書面）を提示（同封）してください（当該書面は、投票用紙等と併せて返送します）。
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面（同法施行規則第23条の4第1項）
 - イ 検疫法による外出自粛要請（同法第14条第1項第3号）に係る書面（同法施行規則第4条の3）
 - ウ 検疫法による隔離・停留の措置（同法第14条第1項第1号又は第2号）により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面
 - エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面（同法第18条第1項）
 - 特別の事情により上記2の書面の提示（同封）をすることができない場合（特例法第3条第2項ただし書）は、表中3(1)③にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
 - 選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書を提示（同封）し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
 - この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。

記載例

特例郵便等投票請求書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第3条第1項の規定により、令和5年●月●日執行の●●●●●選挙において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和5年●月●日

大分 (市)・町・村 選挙管理委員会委員長 殿

1 請求者	フリガナ	センキョ タロウ		氏名は必ず自分で記載(自筆)してください	生年月日	昭和●●年●月●●日
	氏名(署名)	選挙 太郎				
住所	〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 ●●マンション●●号室					
	連絡先	電話番号	090 (1234) ●●●●		メールアドレス	
		a b c 1 2 3 @ s a m p l e . x x . j p		連絡の取れる電話番号を記載してください。		
2 現在する場所(投票用紙等送付先)	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 住所以外(以下に記載) 〒870-●●●● 大分県●●市●●町●●丁目●番●号 ●●ホテル					
3 提示(同封)する文書	(1) 外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面(次の①～③のいずれかに☑) <input type="checkbox"/> ① 感染症法による外出自粛要請に係る書面 <input type="checkbox"/> ② 検疫法による外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 上記の書面の提示(同封)をすることができない旨申し出ます。 (次の(a)を記入した上で、(b)又は(c)のいずれかを記入) (a)理由 <input type="checkbox"/> 保健所から外出自粛要請又は検疫所から隔離・停留の措置を受けたが、書面を交付されていないため <input type="checkbox"/> 交付された書面を紛失したため <input checked="" type="checkbox"/> 医療機関を受診せず自ら検査キットで陽性を確認した者や医療機関を受診した陽性者として健康フォローアップセンター等に登録したため <input type="checkbox"/> その他() (b)保健所又は検疫所の名称() (c)登録した健康フォローアップセンター等の名称及び当該フォローアップセンター等の設置主体である自治体(大分県健康フォローアップセンター、大分県) (d)他の文書(該当する場合のみ☑) <input type="checkbox"/> 選挙人名簿登録証明書(選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合)					
書面の提示ができない場合は③を選択し、理由及び要請等のあった保健所等の名称を記載してください。 ただし、健康フォローアップセンター等に登録した場合は、登録した健康フォローアップセンター等の名称及び当該フォローアップセンター等の設置主体である自治体を記載してください。						
4 引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請	<input type="checkbox"/> 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請します。					

殿

選挙管理委員会委員長

特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒等の交付について

「大分県知事選挙

令和5年4月9日執行の※

の投票用紙及び不在者投票用封筒

大分県議会議員選挙」

を交付しますので、次の方法により投票してください。

なお、投票用紙等を請求した際に「外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面」を提出していただいた場合は、同封していますので、ご確認ください。

記

1 投票の手続について

特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされていますので、2枚目（又は裏面）の「投票の手続について」をよく読んで投票・送付してください。スマートフォン等をお持ちの方は、総務省作成の動画もご覧ください。

検索ワード → 特例郵便投票 動画 総務省

★総務省ホームページ



2 投票用紙等の色及び記載方法について

投票用紙等の色や投票の記載方法は以下の表のとおりです。

選挙等の種類	投票用紙・投票用封筒の色	投票の記載方法
大分県知事選挙	白 色	一人の候補者の氏名を記載します。
大分県議会議員選挙	だいたい色	一人の候補者の氏名を記載します。

3 注意事項

あなたの投票が、選挙の当日、投票所を閉じる時刻までに所属の投票所に到着しないときは、その投票は受理されませんので、できるだけ早目に投票を済ませて送付してください。

4 その他

ご不明な点は、●●市選挙管理委員会（電話：●●●●－●●－●●●●）までお問い合わせください。

投票の手続について

特例郵便等投票をするために投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた方は、以下の方法により投票用紙等を返送いただく必要があります。

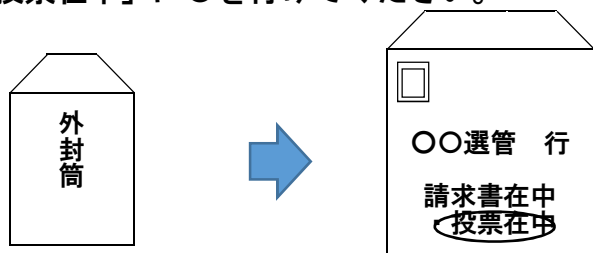
- ①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名（※）を記載してください。
※ 衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称。
一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



- ②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



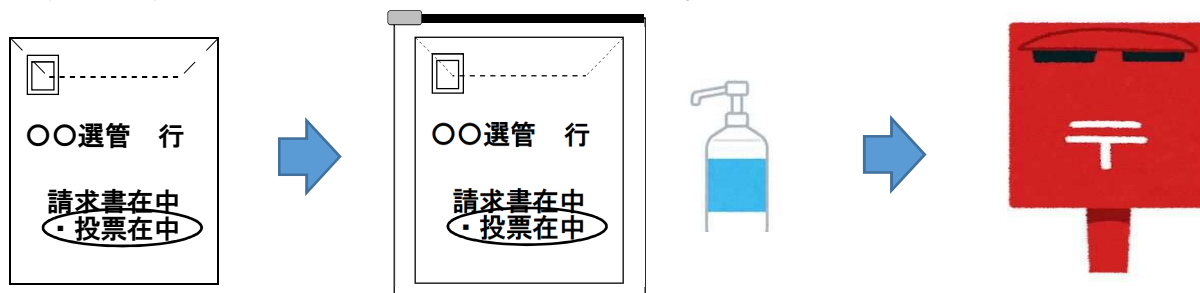
- ③外封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



- ④返信用封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。

新規感染者の全数届出見直し後のフロー図

赤字は県独自の対応

